

「県税の広報活動に関するアンケート」の実施結果報告

「県税の広報活動に関するアンケート」の結果を下記のとおり報告いたします。

アンケートにご協力いただきました回答者の皆様に厚くお礼申し上げます。

アンケート結果につきましては、今後の県税の広報業務等の参考とさせていただきます。

アンケート概要

1 アンケート実施期間

平成 26 年 1 月 27 日（月）から 2 月 17 日（月）まで

2 回答率等

対象者数 1191 人

回答者 778 人

回答率 65%

3 回答者の属性

性別 【男性 440 人（56.6%）】 【女性 338 人（43.4%）】

年代別

| | 20 代 | 30 代 | 40 代 | 50 代 | 60 代 | 70 代 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 人数 | 79 人 | 141 人 | 198 人 | 179 人 | 142 人 | 39 人 |
| 割合 | 10.2% | 18.1% | 25.4% | 23.0% | 18.3% | 5.0% |

地域別

| | 北勢 | 中勢 | 伊勢志摩 | 伊賀 | 東紀州 |
|----|-------|-------|-------|------|------|
| 人数 | 384 人 | 223 人 | 95 人 | 58 人 | 18 人 |
| 割合 | 49.4% | 28.7% | 12.2% | 7.5% | 2.3% |

※北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡

中勢：津市、松阪市、多気郡 伊勢志摩：伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡

伊賀：名張市、伊賀市 東紀州：尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

※割合は小数点第二位を四捨五入

アンケート概要

Q1 「みえ森と緑の県民税」について (1)

平成 26 年 4 月 1 日からスタートする「みえ森と緑の県民税」について、平成 25 年 5 月にアンケートを実施させていただきましたが、その後も、県政だよりみえ 5 月号に引き続き 7 月号での特集記事掲載、市町や経済団体等の広報誌での記事掲載、新聞へ

のお知らせ掲載、ラジオでのお知らせなど、広報活動を実施してきました。

このような状況において、今までに「みえ森と緑の県民税」に関する情報を得られた広報媒体を全て教えてください。

| | | |
|-----------------------|-------|-------|
| ① 県政だよりみえ | 429 人 | 55.1% |
| ② 市町の広報誌 | 130 人 | 16.7% |
| ③ その他団体の広報誌 | 7 人 | 0.9% |
| ④ 新聞 | 67 人 | 8.6% |
| ⑤ 雑誌やフリーペーパー | 7 人 | 0.9% |
| ⑥ チラシやポスター | 23 人 | 3.0% |
| ⑦ テレビ | 19 人 | 2.4% |
| ⑧ ラジオ | 22 人 | 2.8% |
| ⑨ 県・市町のホームページやフェイスブック | 42 人 | 5.4% |
| ⑩ 県または市町の職員による説明 | 2 人 | 0.3% |
| ⑪ 人伝え（口コミ） | 19 人 | 2.4% |
| ⑫ ポケットティッシュ等の啓発物品 | 5 人 | 0.6% |
| ⑬ その他 | 12 人 | 1.5% |
| ⑭ 知らない | 290 人 | 37.3% |

Q2 「みえ森と緑の県民税」について (2)

「みえ森と緑の県民税」は個人と法人の県民税均等割に上乗せして納めていただきますが、個人は年額 1,000 円、法人は県民税均等割の 10%相当額（年額 2,000 円～80,000 円）を負担いただくことをご存知ですか？

| | | |
|---------|-------|-------|
| ① 知っている | 225 人 | 28.9% |
| ② 知らない | 553 人 | 71.1% |

Q3 「みえ森と緑の県民税」について (3)

「みえ森と緑の県民税」は、個人は市町が賦課徴収する平成 26 年度分の個人県民税から、法人は平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人県民税から課税されることをご存知ですか？

| | | |
|---------|-------|-------|
| ① 知っている | 171 人 | 22.0% |
| ② 知らない | 607 人 | 78.0% |

Q4 「みえ森と緑の県民税」について (4)

「みえ森と緑の県民税」は、使いみちを明らかにするため「みえ森と緑の県民税基金」に積み立てて管理し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるために活用されることをご存知ですか？

| | | |
|---------|-------|-------|
| ① 知っている | 234 人 | 30.1% |
| ② 知らない | 544 人 | 69.9% |

Q5 「みえ森と緑の県民税」について (5)

「みえ森と緑の県民税」は、県で活用するほか、市町交付金制度により、市町でも地域の実情に応じて森林づくりの施策に活用されることをご存知ですか？

| | | |
|---------|-------|-------|
| ① 知っている | 157 人 | 20.2% |
| ② 知らない | 621 人 | 79.8% |

Q6 「みえ森と緑の県民税」について (6)

「みえ森と緑の県民税」は、「災害に強い森林づくり」を進めるため、溪流に堆積した土砂や流木になる恐れのある立木の除去など、洪水や山崩れに強い森林づくりに活用し、「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、子どもたちへの森林環境教育や県産材を活用した公共建築物等の木造化に活用されることをご存知ですか？

| | | |
|---------|-------|-------|
| ① 知っている | 202 人 | 26.0% |
| ② 知らない | 576 人 | 74.0% |

Q1～Q6

【分析】

「みえ森と緑の県民税」の情報を得られた広報媒体は、県政だよりみえ 55.1%、市町の広報誌 16.7%、県・市町ホームページ 5.4%と、自治体の広報媒体の効果が高いことが分かりました。新聞 8.6%、チラシやポスターも 3.0%、ラジオ 2.8%、テレビ 2.4%と、マスメディアも効果的であることも分かりました。

また、6 割の方が「みえ森と緑の県民税」を知っているとのことでしたが、「みえ森と緑の県民税」の詳細（税率・課税時期、使いみち、市町交付金制度）を知っている方は 2、3 割でした。

今後は、税が有効に活用されていることもあわせて周知を図っていきます。

なお、「みえ森と緑の県民税」に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/80013017950.htm>

Q7 個人住民税の臨時特例措置について (1)

平成 26 年 4 月 1 日から個人住民税の臨時特例措置が県・市町村で全国的に導入されることになっていますが、個人県民税・個人市町民税の均等割について、それぞれ年額 500 円ずつ、合計 1,000 円が引き上げられることをご存知ですか？

| | | |
|---------|-------|-------|
| ① 知っている | 103 人 | 13.2% |
| ② 知らない | 675 人 | 86.8% |

Q8 個人住民税の臨時特例措置について (2)

個人住民税の臨時特例措置は平成 26 年度分から平成 35 年度分までの 10 年間であることをご存知ですか？

| | | |
|---------|-------|-------|
| ① 知っている | 61 人 | 7.8% |
| ② 知らない | 717 人 | 92.2% |

Q9 個人住民税の臨時特例措置について (3)

個人住民税の臨時特例措置は、三重県を含む全国の各地方公共団体で緊急に実施する防災・減災のための施策に要する費用の財源とすることを目的とすることをご存知ですか？

(防災・減災施策の例)

防災拠点の整備、河川の護岸整備、
津波避難タワーなどの避難施設の整備、橋などの耐震化

| | | |
|---------|-------|-------|
| ① 知っている | 102 人 | 13.1% |
| ② 知らない | 676 人 | 86.9% |

Q7～Q9

【分析】

個人住民税の臨時特例措置については、9 割弱の方が知らないという結果でした。

今後、県民税の超過課税である「みえ森と緑の県民税」とあわせて周知することが効果的と考えています。

なお、個人住民税の臨時特例措置に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/84190017952.htm>

Q10 消費税・地方消費税について (1)

消費税・地方消費税率が平成 26 年 4 月 1 日より引き上げられますが、この税についてのどのようなことをご存じですか？該当する項目を全て選んでください。

| | | |
|--|-------|-------|
| ① 現行の消費税 5%のうち、1%が地方消費税である | 246 人 | 45.6% |
| ② 消費税率 4%・地方消費税率 1% (合計 5%) から、消費税率 6.3%・地方消費税率 1.7% (合計 8%) となる | 110 人 | 20.4% |
| ③ 消費税と引上げ分の地方消費税については、年金・医療・介護・少子化等の社会保障施策に限定して使われる | 307 人 | 57.0% |

【分析】

消費税の内訳については、認知度が低いようです。消費税 5%の内訳について、知ってい

ると回答した方は、45.6%でした。また、消費税 8%の内訳について、知っているとは回答した方は、20.4%でした。

一方、増税分の使い道については、57.0%の方が、知っているとは回答しています。

Q11 消費税・地方消費税について (2)

地方消費税は、最終消費地の都道府県の収入となるよう、都道府県間で調整されており、その際に「消費に関連する指標」となる統計を用いるため、その数値が高くなればなるほど配分が多くなることから、三重県内で消費（買い物等）を行うとそれが統計に反映され、三重県の収入が多くなることを知っていますか？

| | | |
|---------|-------|-------|
| ① 知っている | 268 人 | 34.4% |
| ② 知らない | 510 人 | 65.6% |

【分析】

地方消費税は、消費に対して課する税であり、消費に関連した基準で清算することにより、都道府県ごとの消費量に応じて配分されています。地方消費税の配分方法について、知っているとは回答した方は 34.4%でした。

今後も引き続き、ホームページ等広報媒体を通じて周知を図っていきます。

なお、地方消費税に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16410017928.htm>

Q12 個人住民税の特別徴収（給与引き去り）

三重県内全市町では、平成 26 年度から個人住民税の特別徴収（給与引き去り）を徹底していくこととしていますが、それについて、どのようにお知りになりましたか？ 知らない場合は「知らない」を選択し、知っている場合は情報を得た広報媒体を全て選択してください。

| | | |
|------------------|-------|-------|
| ① 県政だよりみえ | 125 人 | 16.1% |
| ② 市町の広報誌 | 54 人 | 6.9% |
| ③ その他団体の広報誌 | 8 人 | 1.0% |
| ④ 新聞 | 27 人 | 3.5% |
| ⑤ チラシやポスター | 8 人 | 1.0% |
| ⑥ テレビ | 11 人 | 1.4% |
| ⑦ ラジオ | 6 人 | 0.8% |
| ⑧ 県・市町のホームページ | 12 人 | 1.5% |
| ⑨ 県または市町の職員による説明 | 11 人 | 1.4% |
| ⑩ 人伝え（口コミ） | 12 人 | 1.5% |

| | | |
|-------------------|------|-------|
| ⑪ ポケットティッシュ等の啓発物品 | 0人 | 0% |
| ⑫ その他 | 13人 | 1.7% |
| ⑬ 知らない | 586人 | 75.3% |

【分析】

三重県と県内全市町では、個人住民税の特別徴収の徹底に関し、様々な広報取組を実施していますが、今回の回答から、県政だよりみえ 16.1%、市町広報誌 6.9%の効果が高いことが分かりました。その他の広報取組については、同じくらいの広報効果という結果になりましたが、多様な広報を実施していくことの必要性を認識しました。今後も、皆様からのご意見を参考に広報取組を推進していきます。

なお、『個人住民税の特別徴収』に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/45294017939.htm>

Q13 納税について (1)

税金には、納期限があり、納期限までに納めなければなりません。納期限までに納付いただく納期内納付を推進するには、県の取り組みとして何が重要だと思いますか？該当する項目を全て選んでください。

| | | |
|---------------------------------|------|-------|
| ① 滞納処分など滞納者に対する厳しい対応 | 411人 | 53.6% |
| ② コンビニ納付や電子納税など納税しやすい環境づくり | 519人 | 67.7% |
| ③ 納期限のお知らせなど納期内納付の広報 | 292人 | 38.1% |
| ④ 将来の納税者となる児童・生徒・学生などに対する租税教育 | 221人 | 28.8% |
| ⑤ 税のしくみや納付方法の問い合わせなどの県税事務所の相談窓口 | 125人 | 16.3% |

【分析】

納期限までに納付いただく納期内納付を推進するために、県の取り組みとして何が重要だと思うかお尋ねしたところ、「コンビニ納付や電子納税など納税しやすい環境づくり」が67.7%と最も高い結果になりました。

県民のみなさんに最も身近で広く納めていただいている自動車税については、平成19年度からコンビニエンスストアで、この平成26年度からはインターネットを利用してクレジットカードでも納税できるようになりました。

また三重県が発行する納税通知書等に、「Pay-easy (ペイジー)」マークがついているものは、ペイジーに対応しており、金融機関等の窓口だけでなく、インターネットバンキング (パソコン) やモバイルバンキング (携帯電話)、ペイジー対応のATMから、三重県の税金が納付できます。

これらは、県税事務所窓口や銀行では曜日と時間に制限があり、夜間や休日に納付できないかとの要望が多く、その声に答えたものです。

次いで「滞納処分など滞納者に対する厳しい対応」が 53.6%と高い結果になりました。

県では、県税を納期限までに納めていただけなかった方には、督促状等を送付し、自主納税を促しますが、再三にわたる催告を行っているにもかかわらず、納付の意志を示さない滞納者で、財産が判明した方に対しては、滞納処分を行います。たとえば、預金や給与、売掛金などの債権を差し押さえています。そのほか、不動産、自動車、動産などを差し押さえた場合は、インターネット公売などで売却し、その代金を滞納している税金に充てています。

また、毎年度 12 月・1 月を「県税差押強化月間」として取組みを強化しています。今後とも、納期内納付の推進に努めます。

Q14 納税について (2)

納税の意志を示さない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など、厳しい対応で臨んでいることをご存じですか？

| | | |
|---------|-------|-------|
| ① 知っている | 474 人 | 60.9% |
| ② 知らない | 304 人 | 39.1% |

【分析】

納税の意志を示さない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など、厳しい対応で臨んでいることをご存じかどうか伺いました。

「知っている」とお答えになった方は 60.9%となり、昨年度より 9.4 ポイント増加しました。

「税は納期限内に納めるもの」、「滞納は社会のルール違反」という考えのもと、納める資力がありながら納めない滞納者に対しては、納期限内にきちんと納付した人との公平性を保つため、今後も引き続き厳正な対応をしてまいります。

(参考) 平成 25 年度 差押執行件数 6,321 件

Q15 自動車税の納税証明書について

車検を受けるときには自動車税の納税証明書が必要ですが、最近の車検時に納税証明書をどのように用意しましたか？

| | | |
|------------------------------|-------|-------|
| ① 納税通知書に付いている納税証明書を保管していた | 623 人 | 80.1% |
| ② 自分で県税事務所へ出向き、納税証明書の交付を受けた | 5 人 | 0.6% |
| ③ 業者に車検を依頼した時に併せて依頼した | 78 人 | 10.0% |
| ④ 車検を受けたが、どうしたか覚えていない (知らない) | 32 人 | 4.1% |
| ⑤ 車を持ってから、車検がまだ来ていない | 7 人 | 0.9% |

⑥ 自動車を持っていない

33人

4.2%

【分析】

車検用証明書については、80.1%の方が納税証明書を保管しており車検に備えて納税証明書を準備している状況でした。

「業者に車検を依頼した時に併せて依頼した」、「車検を受けたが、どうしたか覚えていない（知らない）」を合わせた回答が14.1%ありました。必要な書類であることを周知いただくよう、ホームページや納税通知書でのお知らせ等を通じてさらなる広報を進めます。

自動車税の車検用納税証明書については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZIZEI/HP/24976025051.htm>

県税へのご意見

Q16 最後に、県税や県税事務所に関するご意見をお聴かせください。（自由記載）

【分析】

県税や県税事務所に関するご意見を伺いました。

県税事務所の対応・業務に対する意見をはじめ、税制制度や税の使い途まで、幅広いご意見をいただきました。

皆様からいただいたご意見については、今後の税務行政運営に活かしてまいります。

多くのご意見をいただき、誠にありがとうございました。